

(仮称) 上沼風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する鹿角市の意見

- ・本事業の事業実施想定区域は本市の貴重な景観資源である「青垣山」の尾根部に位置しており、南北方向に十数キロの範囲にわたって風力発電機を設置する事業計画となっているため、場所によっては風車群が水平方向に広く視認されるほか、世界遺産である大湯環状列石からも風車群が視認されるなど、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、景観への影響については、垂直見込角による視認の程度だけで判断するのではなく、「青垣山」の稜線への影響や水平方向での面的な広がりによる影響も判断できるよう、また、大湯環状列石における遺産影響評価が適切に実施できるよう、フォトモンタージュを作成するなど適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の設置機数や配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- ・本事業の事業実施想定区域の周辺では、「風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」において国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシの生息が確認されていることから、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置等を講ずることにより、鳥類への影響を回避または十分に低減すること。
- ・本事業の事業実施想定区域周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、森林の伐採や土地改変に伴う土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落または流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避または十分に低減すること。
- ・重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び風力発電機の大幅な機数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。